

自己資本の充実の状況等について

1. 自己資本の調達手段の概要

自己資本は、コア資本に係る基礎項目の額からコア資本に係る調整項目の額を控除して、自己資本の額となっております。自己資本の額のうち、当金庫が積み立てているもの以外は、地域のお客様からお預かりしている普通出資金8,491百万円と信用金庫業界の中央機関である信金中央金庫が引き受けた優先出資金10,000百万円が含まれます。

また、令和2年度の普通出資に対する配当率は、年1.0%、優先出資に対する配当率は、年0.9%となっております。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しましては、国内基準である自己資本比率4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。また、当金庫は各エクスポージャーが特定分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しております。

一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。なお、収支計画については、貸出金計画に基づいた利息収入や市場環境を踏まえた運用収益など、足元の状況を踏まえたうえで策定された極めて実現性の高いものであります。

3. 信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続の概要

信用リスクとは、貸出先の財務状況の悪化などにより、当金庫の資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクのことをいいます。

当金庫では、信用リスクは管理すべき最重要のリスクであるとの認識のうえ、安全性・公共性・流動性・成長性・収益性の5原則に則った厳正な与信判断を行うべく、与信業務の普遍的かつ基本的な理念・指針・規範などを明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を徹底しています。

信用リスク管理にあたっては、小口多数取引の推進によるリスク分散、与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理態勢の強化などに努め、また、与信ポートフォリオ管理として、自己査定による債務者区分別・地域別・業種別など、さまざまな角度からの分析に注力しています。

また、より高度な計測モデルを活用した信用リスク管理態勢の構築に取り組んでいます。

審査・与信管理にあたっては、審査部門である融資部は、営業推進部門の営業統括部と組織上区分しており、営業推進部門の影響を受けない体制となっています。

また、経営陣による融資審査会を定期的に開催し個々の貸出先の取組方針を明確にしています。延滞貸出金など問題債権の管理は専門部署として債権管理部を設置し、個別に取組方針を策定し、きめ細かな管理を実施しています。

さらに、与信運営に係る妥当性の検証については監査部が内部監査を実施するなど、適切な与信運営を実施する管理態勢を構築しています。

また、地域推進部（※令和3年4月1日企業サポート部へ改称）を設置し、お客様に対するきめ細かな経営相談や経営指導を通じて、積極的に企業・事業再生支援に取り組んでいます。

信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準」および「資産査定等に係る償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しています。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しています。

なお、資本的劣後ローン（早期経営改善特例型）を実施した債務者については、資本とみなす貸出債権額を全額引当としています。

また、個別貸倒引当金に関しては、破綻懸念先の債務者と与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収および利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができ、債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てています。上記以外の債権については、未保全額に対して貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しています。

実質破綻先および破綻先は、未保全額全額を貸倒引当金として計上しています。

なお、それぞれの結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めています。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

当金庫が、リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は原則として、以下の4機関です。

なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ① 株式会社 格付投資情報センター
- ② 株式会社 日本格付研究所
- ③ ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク
- ④ S & P グローバル・レーティング

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

信用リスク削減手法とは、当金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保・不動産担保・有価証券担保・保証などが該当します。当金庫では、融資受付に際し、資金使途・返済原資・財務内容・事業環境・経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けと認識し、担保または保証に過度に依存しない融資姿勢に徹しています。ただし、与信審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいたうえで、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めています。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金・有価証券・不動産など、保証には、人的保証・信用保証協会保証・政府関係機関保証・民間保証などがありますが、その手続については、当金庫が定める「融資事務取扱細則」などにより適切な事務取扱および適正な評価を行っております。

また、手形貸付・割引手形・証書貸付・当座貸越・債務保証・外国為替に関して、お客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、当金庫が定める規程・要領や各種約定書などに基づき、法的に有効である旨確認のうえ、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。

なお、当金庫では、定期預金および定期積金を担保としている貸出金については、担保額を信用リスク削減額としています。担保額については、貸出債権残高を上限とし、定期預金は元金、定期積金は掛込残高の範囲内としています。

また、国・地方公共団体・政府関係機関などが保証している保証債権および、適格格付機関による格付が付与されている機関が保証している保証債権について、原資産および債務者のリスク・ウェイトに代えて当該保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

5. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

当金庫では、お客様に外国為替関連取引として為替先物予約取引を取り扱っているほか有価証券勘定の証券投資信託の中に一部派生商品取引を扱った商品を保有しています。派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されています。

市場リスクについては、資金運用方針および運用計画の中で一定の投資枠を設けるなどして適切なリスク管理に努めています。

また、信用リスクへの対応として、お客様との取引については、給与取引における保全枠との一体的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定しており、適切な保全措置を講じております。

さらに、リスク管理態勢強化のため、金庫全体のリスク許容限度内で配賦されたリスク資本による統一的リスク管理については、平成18年度下期より、その態勢整備に努め、平成19年4月より運用を図っています。

なお、長期決済期間取引は該当ありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続の概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化することを指します。一般的には、証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターとして保有の場合と、証券を購入する側である投資家として保有する場合の二つに大きく分類されます。

投資家として保有する場合の証券投資に係るリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価および適格格付機関が付与する格付情報などを分析・検討して、必要に応じて常務理事会、ALM委員会に付議し、「資金運用方針および運用計画について」の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、取引にあたっては、当金庫が定める「資金運用規程」などに基づいて投資対象を一定の信用力を有するものにするなど、適正な運用・管理を行っております。

なお、当金庫の証券化エクスポージャーに区分される投資の種類は、以下の通りであり、次にあげる特性を有するものです。

・投資家が原資産から得られるキャッシュフローを受け取れなくなる場合、投資家は債務履行をオリジネーターに週及不可（ノン・リコース）であること。

・証券化取引の中で、原資産が持つ信用リスクを「優先劣後構造」の関係にある2層以上のエクスポージャーに階層分けし、信用リスクの一部や全部を第三者（投資家）に移転していること。

- ① リース料債権を裏付とする信託受益権
 - ② 貸付債権を裏付とする信託受益権
 - ③ 商業用不動産を裏付とする信託受益権
 - ④ 居住用不動産を裏付とする信託受益権
 - ⑤ 債券を裏付とする信託受益権
- (2) 証券化エクスポージャーについて、信用リスクアセットの額の算出に使用する方式の名称
- 当金庫では、標準的手法を採用しています。
- (3) 証券化取引に関する会計方針
- 当該取引に係る会計処理については、当金庫が定める「資金運用規程」などおよび、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っています。
- (4) 証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

当金庫が、リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は原則として、以下の4機関です。

なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ① 株式会社 格付投資情報センター
- ② 株式会社 日本格付研究所
- ③ ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク
- ④ S & Pグローバル・レーティング

7. オペレーショナル・リスクに関する事項

- (1) リスク管理の方針および手続きの概要

当金庫は、オペレーショナル・リスクを、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクとし、オペレーショナル・リスク管理態勢の下で、常にオペレーショナル・リスク発生の危険度を把握し、規程の整備、指導を図るとともに、厳正な管理に努め、そのリスクの極小化に努める方針としており、オペレーショナル・リスク管理規程を制定し、管理態勢を整備するとともに、定期的に収集したデータの分析、評価を行い、リスクを特定することでリスク発生の未然防止および極小化に努めております。

特に、事務リスク管理については、事務リスク管理規程に基づき、厳正な各種事務規程等を整備し、本部・営業店が一体となってその遵守を心掛けることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての事務検査等に取り組み、事務品質の向上に努めております。

システムリスクについては、システムリスク管理規程に基づき、管理すべきリスクの所在・種類等を明確にし、定期的な検証を実施するとともに、システム障害やサイバー攻撃等、多様化かつ複雑化するリスクに対して、安定した業務遂行ができるよう、管理態勢の強化に努めております。

当金庫では、その他のオペレーショナル・リスクとして、法務リスク、人的リスク、有形固定資産リスク、風評リスクを管理対象とし、各リスク管理規程に基づき、適切な管理に努めております。

オペレーショナル・リスクに関する重要な事象については、オペレーショナル・リスク管理委員会や事務リスク検討部会にて定期的に協議、検討を行い、常務理事会に付議・報告する態勢を整備しております。

- (2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称
- 当金庫は基礎的手法を採用しております。

8. 出資その他これに類するエクスポージャーまたは株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託に係るリスクの認識については、統合的リスク管理態勢の下で、時価評価およびVaRによるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や、設定されたリスク限度額、保有限度額の遵守状況を適切にモニタリングし管理するほか、ストレステストなど複合的なリスクの分析を実施し、定期的にALM委員会および常務理事会へ報告しております。

一方、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、その他ベンチャーファンドまたは投資事業組合への出資に関するリスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、適宜経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引に係る会計処理については、当金庫が定める「資金運用規程」等および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

9. 金利リスクに関する事項

1. リスク管理の方針および手続きの概要

- (1) リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
- (2) リスク管理およびリスク削減の方針に関する説明
- (3) 金利リスク計測の頻度
- (4) ヘッジ等金利リスクの削減手法（ヘッジ手段の会計上の取扱いを含む）に関する説明

当金庫は、統合的リスク管理態勢の下で、体力に見合ったリスクテイクを行い、経営の健全性の確保と収益性の向上を図る方針

としており、各種リスクを統一的な尺度としてVaRにより計量化し、年度ごとに決定されるリスク資本配賦運営の枠組みの中で、警戒水準およびリスクリミットを設定し管理しております。金利リスクについては、当金庫の全ての金利感応資産・負債を管理対象とし、重要性を踏まえて計測を行っており、VaRに基づくリスク量の管理に加え、自己資本に対する Δ EVEの比率に警戒水準およびリスクリミットを設定し、別途管理しております。

金利リスクの計測は、毎月末日を基準日として月次で行い、有価証券に係る金利リスクについては、前日を基準日として日次でも計測を行っております。計測結果はALM委員会および常務理事会に報告され、リスクテイクのトレンドについて常時把握できる態勢としております。なお、リスク量が警戒水準にある場合は、ALM委員会および常務理事会は、市場動向および運用方針等について、より慎重に検討・協議し、リスクテイクへの牽制を図ることとしております。また、リスクリミットを超過した場合は、ALM委員会においてリスク削減等の対応策を協議し、常務理事会および理事会に付議することとしております。

2. 金利リスクの算定方法の概要

- (1) 開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEおよび Δ NII並びに銀行がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する以下の事項

- ① 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
- 令和3年3月末基準における流動性預金全体の金利改定の平均満期は5.758年です。

- ② 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
- 流動性預金の金利改定の平均満期を推計するにあたり、最長の金利更改満期を10年としております。

- ③ 流動性預金への満期の割り当て方法（コア預金モデル等）およびその前提

普通預金など満期のない流動性預金については、コア預金モデルを使用して預金残高推移を統計的に解析し、将来の預金残高推移を保守的に推計することで実質的な満期を計測しております。推計にあたっては、過去の預金残高の変化と景気指標との関係性、市場金利に対する預金金利の追随率に基づく影響を考慮しております。推計値については定期的にバックテストを実施するなど、モデルの検証等は十分に行っております。

- ④ 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提

金融庁が定める保守的な前提を採用しております。

- ⑤ 複数の通貨の集計方法およびその前提
- 通貨ごとに算出した金利リスク量が正となる通貨のみを単純合算しております。なお、通貨ごとの金利リスク量を計測するにあたっては、完全再評価法を採用しております。

- ⑥ スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュフローに含めるか否か等）

スプレッドおよびその変動は考慮しておりません。

- ⑦ 内部モデルの使用等、 Δ EVEおよび Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

当金庫は、コア預金の算出に内部モデルを使用しております。コア預金については、過去の実績データを用いて推計しているため、実績値が大きく変動した場合、 Δ EVEおよび Δ NIIに重大な影響を及ぼす可能性があります。

- ⑧ 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
- Δ EVEの最大値は前期末2,440百万円から当期末2,923百万円と483百万円増加しております。
- Δ NIIの最大値は前期末375百万円から当期末1,153百万円と778百万円増加しております。

- ⑨ 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

- ・当金庫は、重要性を踏まえて日本円、米ドル、ユーロ、豪ドルを計測対象通貨とし、LIBOR-SWAP金利をリスクフリーレートとしております。
- ・割引金利間、参照金利間の相関およびリスクフリーレートに対する追随率等については考慮しておりません。
- ・ファンドを通じて保有するポジションの金利リスクについては、ファンド1銘柄を1債券と見做し、内包債券の通貨に応じたイールドカーブで割り引く等による簡便かつ保守的な手法により計測しております。
- ・当金庫の Δ EVEは自己資本の20%以内であり、金利リスク管理上、問題ない水準となっております。

- (2) 自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEおよび Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項

- ① 金利ショックに関する説明
- ② 金利リスク計測の前提およびその意味（特に、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEと大きく異なる点）

当金庫は、統合的リスク管理態勢の下で、金利リスクをVaRにより計量化しております。金利VaRの計測は分散共分散法を採用し、観測期間を5年、保有期間を1年、信頼区間を99.0%としております。統合的リスク管理においては、VaRで計測されるリスク量に対して警戒水準およびリスクリミットを設定し管理することで、リスクテイクをコントロールしております。また、過去のショック事例や市場環境を踏まえた先行きの見通しなど、蓋然性が高い金利変動等を想定したストレステストを定期的実施して金利リスクを計測し、自己資本の充実度評価や収益管理、経営上の判断その他の目的に活用しております。

I. 単体における事業年度の開示事項

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	令和元年度	令和2年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	35,892	37,860
うち、出資金及び資本剰余金の額	22,399	22,298
うち、利益剰余金の額	13,748	15,821
うち、外部流出予定額 (△)	193	192
うち、上記以外に該当するものの額	△61	△67
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	948	937
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	948	937
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	622	467
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	37,463	39,265
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	153	168
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	153	168
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	249	195
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	402	364
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	37,061	38,901
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	448,577	440,510
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△235	523
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△3,695	△2,936
うち、上記以外に該当するものの額	3,459	3,459
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	20,968	21,114
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	469,546	461,625
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	7.89%	8.42%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫および信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)(以下、「告示」という。))」に基づく開示を行っております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

2. 定量的な開示事項

(1) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和元年度		令和2年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット・所要自己資本の額合計	448,577	17,943	440,510	17,620
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	430,018	17,200	421,891	16,875
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	430	17	430	17
我が国の政府関係機関向け	2,169	86	2,361	94
地方三公社向け	—	—	40	1
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	60,783	2,431	67,603	2,704
法人等向け	83,190	3,327	70,835	2,833
中小企業等向け及び個人向け	97,666	3,906	94,064	3,762
抵当権付住宅ローン	39,013	1,560	37,295	1,491
不動産取得等事業向け	90,468	3,618	100,037	4,001
3ヵ月以上延滞等	3,162	126	2,865	114
取立未済手形	57	2	42	1
信用保証協会等による保証付	5,207	208	4,994	199
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	4	0	4	0
出資等	467	18	462	18
出資等のエクスポージャー	467	18	462	18
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	47,397	1,895	40,853	1,634
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	21,518	860	15,718	628
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	6,711	268	6,411	256
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	5,362	214	5,293	211
上記以外のエクスポージャー	13,805	552	13,429	537
② 証券化エクスポージャー	180	7	156	6
証券化（オリジネーター）	—	—	—	—
（うち再証券化）	—	—	—	—
証券化（オリジネーター以外）	180	7	156	6
（うち再証券化）	—	—	—	—
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	18,611	744	17,940	717
ルック・スルー方式	18,611	744	17,940	717
④ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	3,459	138	3,459	138
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△3,695	△147	△2,936	△117
⑥ CVAリスク相当額を8%で除して得た額	2	0	—	—
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	20,968	838	21,114	844
ハ. 単体総所要自己資本額（イ+ロ）	469,546	18,781	461,625	18,465

- (注) 1. 所要自己資本額＝リスク・アセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフバランス取引および派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。
- ＜オペレーショナル・リスク相当額（基礎的手法）の算定方法＞

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$
5. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

(2) 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーおよび証券化エクスポージャーを除く）

イ. 信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高

＜地域別・業種別・残存期間別＞

（単位：百万円）

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー区分		信用リスクエクスポージャー期末残高						3ヵ月以上延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフバランス取引		債券		デリバティブ取引			
	元年度	2年度	元年度	2年度	元年度	2年度	元年度	2年度	元年度	2年度
国内	1,058,557	1,131,234	567,384	600,274	452,052	494,129	1	—	3,811	3,450
国外	37,071	34,653	—	—	36,992	34,561	—	—	—	—
地域別合計	1,095,628	1,165,887	567,384	600,274	489,045	528,691	1	—	3,811	3,450
製造業	19,455	23,001	16,480	19,250	2,963	3,733	—	—	226	172
農業、林業	290	338	290	338	—	—	—	—	13	12
漁業	19	18	19	18	—	—	—	—	10	10
鉱業、採石業、砂利採取業	234	207	234	207	—	—	—	—	100	98
建設業	49,782	65,564	46,927	63,002	2,830	2,530	—	—	262	241
電気・ガス・熱供給・水道業	2,828	3,859	323	551	2,499	3,299	—	—	0	0
情報通信業	2,166	2,633	525	993	1,635	1,635	—	—	0	0
運輸業、郵便業	15,085	18,085	13,472	16,571	1,602	1,502	—	—	9	9
卸売業、小売業	43,140	51,332	39,252	47,444	3,859	3,859	1	—	526	454
金融業、保険業	346,356	360,525	20,018	20,181	321,119	335,177	—	—	—	—
不動産業	131,745	134,352	128,163	130,582	3,508	3,694	—	—	1,100	1,135
物品賃貸業	2,782	3,307	2,782	3,307	—	—	—	—	45	39
学術研究、専門・技術サービス業	1,106	1,446	1,106	1,446	—	—	—	—	0	0
宿泊業	2,061	2,012	2,060	2,011	—	—	—	—	71	62
飲食業	5,270	7,396	5,263	7,388	—	—	—	—	264	259
生活関連サービス業、娯楽業	4,926	5,257	4,910	5,241	3	3	—	—	41	16
教育、学習支援業	2,015	2,085	2,015	2,085	—	—	—	—	9	9
医療、福祉	10,834	11,369	10,806	11,340	—	—	—	—	188	187
その他のサービス	18,898	22,744	18,378	22,309	509	422	—	—	240	195
国・地方公共団体等	200,786	217,956	52,105	44,951	148,498	172,822	—	—	—	—
個人	202,423	201,213	202,241	201,042	—	—	—	—	701	542
その他	33,408	31,169	—	—	15	10	—	—	—	—
業種別合計	1,095,628	1,165,887	567,384	600,274	489,045	528,691	1	—	3,811	3,450
1年以下	290,871	252,576	107,000	96,240	182,933	155,442	1	—		
1年超3年以下	190,620	280,288	99,355	109,033	91,264	171,255	—	—		
3年超5年以下	96,224	102,191	68,266	81,467	27,957	20,724	—	—		
5年超7年以下	73,944	82,695	48,136	59,029	25,807	23,666	—	—		
7年超10年以下	79,263	93,319	59,682	79,960	19,581	13,358	—	—		
10年超	299,071	307,972	184,943	174,542	114,127	133,429	—	—		
期間の定めのないもの	65,632	46,843	—	—	27,372	10,814	—	—		
残存期間別合計	1,095,628	1,165,887	567,384	600,274	489,045	528,691	1	—		

（注） 1. オフバランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「3ヵ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。

4. CVAリスクおよび中央精算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額
48ページに同じ。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	元年度	2年度	元年度	2年度	元年度	2年度	元年度	2年度	元年度	2年度	元年度	2年度
製造業	60	62	62	88	12	7	47	55	62	88	35	8
農業、林業	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	—	—
漁業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	7	6	6	5	—	—	7	6	6	5	—	—
建設業	552	532	532	533	7	6	545	526	532	533	91	95
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	1	1	—	—	—	—	1	1	—	1	—
運輸業、郵便業	8	9	9	11	—	—	8	9	9	11	11	4
卸売業、小売業	291	277	277	297	32	35	259	242	277	297	57	62
金融業、保険業	3	1	1	11	—	—	3	1	1	11	—	—
不動産業	466	567	567	570	105	9	361	557	567	570	397	35
物品賃貸業	0	—	—	—	0	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1	—	24
宿泊業	42	45	45	49	5	5	37	39	45	49	10	2
飲食業	72	72	72	134	3	1	68	71	72	134	13	0
生活関連サービス業、娯楽業	344	200	200	48	273	44	71	155	200	48	8	130
教育、学習支援業	1	1	1	1	1	—	0	1	1	1	5	—
医療、福祉	161	154	154	152	—	2	161	152	154	152	—	1
その他のサービス	504	460	460	449	3	1	501	459	460	449	13	12
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	99	69	69	80	33	2	65	67	69	80	0	0
合 計	2,618	2,464	2,464	2,436	477	117	2,141	2,347	2,464	2,436	647	378

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ニ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額			
	令和元年度		令和2年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	222,894	—	272,553
10%	—	83,843	—	82,890
20%	11,106	300,329	10,958	336,646
35%	—	110,091	—	105,439
50%	33,474	1,760	36,996	1,644
75%	—	117,427	—	110,345
100%	8,572	195,357	10,276	189,489
150%	—	1,255	—	1,174
200%	—	—	—	—
250%	—	9,515	—	7,474
1250%	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—
合 計	1,095,628		1,165,887	

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限りします。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(3) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	4,469	4,184	47,605	48,218	—	—
①ソブリン向け	17	20	9,070	8,101	—	—
②金融機関向け	—	—	4,013	4,012	—	—
③法人等向け	703	659	724	587	—	—
④中小企業等・個人向け	2,525	2,154	30,419	32,717	—	—
⑤抵当権付住宅ローン	67	66	3,267	2,729	—	—
⑥不動産取得等事業向け	1,149	1,277	3	3	—	—
⑦3ヵ月以上延滞等	6	6	105	65	—	—

(注) 1. 当金庫は適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっていないもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会および漁業信用基金協会のことです。

(4) 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式	カレントエクスポージャー方式
グロス再構築コストの額の合計額	1	—
グロス再構築コストの額の合計額およびグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	—	—

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
①派生商品取引合計	1	—	1	—
(i)外国為替関連取引	1	—	1	—
(ii)金利関連取引	—	—	—	—
(iii)金関連取引	—	—	—	—
(iv)株式関連取引	—	—	—	—
(v)貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—
(vi)その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
(vii)クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
②長期決済期間取引	—	—	—	—
合 計	1	—	1	—

	令和元年度	令和2年度
担保の種類別の額	1	—
無担保扱い	1	—

(注) グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っております。

(5) 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）
該当ありません。

ロ. 投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

① 保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳

a. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）

（単位：百万円）

	令和元年度		令和2年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	301	—	300	—
(i) 銀行勘定貸	300	—	300	—
(ii) 住宅ローン	0	—	—	—
(iii) 自動車ローン	—	—	—	—

b. 再証券化エクスポージャー

該当ありません。

② 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額等

a. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）

（単位：百万円）

告示で定める リスク・ウェイト区分	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	令和元年度		令和2年度		令和元年度		令和2年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
0%～15%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
15%～50%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
50%～100%未満	301	—	300	—	7	—	6	—
100%～250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
250%～400%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	301	—	300	—	7	—	6	—

（注） 所要自己資本の額＝エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%

b. 再証券化エクスポージャー

該当ありません。

③ 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

信用リスク削減手法の適用の有無	なし
-----------------	----

(6) 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額および時価等

（単位：百万円）

区 分	令和元年度		令和2年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	254	254	274	274
非上場株式等	5,090	181	5,083	180
合 計	5,344	435	5,358	454

（注） 1. 取引所、店頭市場、外国有価市場で売買される株式等は、上場株式等に計上しております。
2. その他資産勘定等に出資として計上している非上場の出資は非上場株式等を含めて計上しております。
3. 非上場株式等の時価は時価の把握できる銘柄のみ記載しております。

ロ. 出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度
売却益	—	1
売却損	1	0
償却	—	0

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度
評価損益	6	25

ニ. 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

(7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度
ルック・スルー方式	33,783	32,087
合計	33,783	32,087

(注) 「ルック・スルー方式」とは、ファンドの裏付資産となる資産等のエクスポージャーをあたかも直接保有しているかのようリスク・ウェイトを算出する方式のこと。

(8) 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	2,923	2,440	1,153	375
2	下方パラレルシフト	0	0	0	88
3	スティープ化	473	733		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	2,923	2,440	1,153	375
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	38,901		37,061	

(注) 金利リスクの算定方法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

Ⅱ．連結会計年度の開示事項

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	令和元年度	令和2年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	36,019	37,990
うち、出資金及び資本剰余金の額	22,399	22,298
うち、利益剰余金の額	13,874	15,951
うち、外部流出予定額 (△)	193	192
うち、上記以外に該当するものの額	△61	△67
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—	—
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	948	937
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	948	937
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	622	467
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	37,590	39,394
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	153	168
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	153	168
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	249	195
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	402	364
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	37,187	39,030
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	448,551	440,482
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△235	523
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△3,695	△2,936
うち、上記以外に該当するものの額	3,459	3,459
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	21,326	21,451
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	469,877	461,934
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	7.91	8.44

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫および信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）（以下、「告示」という。）」に基づく開示を行っております。なお、当金庫グループは国内基準を採用しております。

2. 定量的な開示事項

- (1) その他金融機関等であって信用金庫の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当ありません。

- (2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和元年度		令和2年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット・所要自己資本の額合計	448,551	17,942	440,482	17,619
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	429,991	17,199	421,863	16,874
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	430	17	430	17
我が国の政府関係機関向け	2,169	86	2,361	94
地方三公社向け	—	—	40	1
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	60,783	2,431	67,603	2,704
法人等向け	83,190	3,327	70,835	2,833
中小企業等向け及び個人向け	97,666	3,906	94,064	3,762
抵当権付住宅ローン	39,013	1,560	37,295	1,491
不動産取得等事業向け	90,468	3,618	100,037	4,001
3ヵ月以上延滞等	3,162	126	2,865	114
取立未済手形	57	2	42	1
信用保証協会等による保証付	5,207	208	4,994	199
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	4	0	4	0
出資等	457	18	452	18
出資等のエクスポージャー	457	18	452	18
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	47,380	1,895	40,835	1,633
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	21,518	860	15,718	628
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	6,692	267	6,392	255
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	5,362	214	5,293	211
上記以外のエクスポージャー	13,807	552	13,431	537
② 証券化エクスポージャー	180	7	156	6
証券化（オリジネーター）	—	—	—	—
（うち再証券化）	—	—	—	—
証券化（オリジネーター以外）	180	7	156	6
（うち再証券化）	—	—	—	—
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	18,611	744	17,940	717
ルック・スルー方式	18,611	744	17,940	717
④ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	3,459	138	3,459	138
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△3,695	△147	△2,936	△117
⑥ CVAリスク相当額の合計額を8%で除して得た額	2	0	—	—
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	21,326	853	21,451	858
ハ. 連結総所要自己資本額（イ+ロ）	469,877	18,795	461,934	18,477

- (注) 1. 所要自己資本額＝リスク・アセット×4％
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフバランス取引および派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 当金庫グループは、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。

$$\frac{\text{＜オペレーショナル・リスク相当額（基礎的手法）の算定方法＞}}{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%} \\ \text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}$$

5. 連結総所要自己資本額＝連結自己資本比率の分母の額×4%

(3) 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーおよび証券化エクスポージャーを除く）

イ. 信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高

＜地域別・業種別・残存期間別＞

(単位：百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー区分		信用リスクエクスポージャー期末残高						3ヵ月以上延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミット メント及びその 他のデリバティ ブ以外のオフバ ランス取引		債券		デリバティブ取引			
	元年度	2年度	元年度	2年度	元年度	2年度	元年度	2年度	元年度	2年度
国内	1,058,549	1,131,225	567,384	600,274	452,042	494,119	1	—	3,811	3,450
国外	37,071	34,653	—	—	36,992	34,561	—	—	—	—
地域別合計	1,095,620	1,165,879	567,384	600,274	489,035	528,681	1	—	3,811	3,450
製造業	19,455	23,001	16,480	19,250	2,963	3,733	—	—	226	172
農業、林業	290	338	290	338	—	—	—	—	13	12
漁業	19	18	19	18	—	—	—	—	10	10
鉱業、採石業、砂利採取業	234	207	234	207	—	—	—	—	100	98
建設業	49,782	65,564	46,927	63,002	2,830	2,530	—	—	262	241
電気・ガス・熱供給・水道業	2,828	3,859	323	551	2,499	3,299	—	—	0	0
情報通信業	2,166	2,633	525	993	1,635	1,635	—	—	0	0
運輸業、郵便業	15,085	18,085	13,472	16,571	1,602	1,502	—	—	9	9
卸売業、小売業	43,140	51,332	39,252	47,444	3,859	3,859	1	—	526	454
金融業、保険業	346,356	360,525	20,018	20,181	321,119	335,177	—	—	—	—
不動産業	131,745	134,352	128,163	130,582	3,508	3,694	—	—	1,100	1,135
物品賃貸業	2,782	3,307	2,782	3,307	—	—	—	—	45	39
学術研究、専門・技術サービス業	1,106	1,446	1,106	1,446	—	—	—	—	0	0
宿泊業	2,061	2,012	2,060	2,011	—	—	—	—	71	62
飲食業	5,270	7,396	5,263	7,388	—	—	—	—	264	259
生活関連サービス業、娯楽業	4,926	5,257	4,910	5,241	3	3	—	—	41	16
教育、学習支援業	2,015	2,085	2,015	2,085	—	—	—	—	9	9
医療、福祉	10,834	11,369	10,806	11,340	—	—	—	—	188	187
その他のサービス	18,888	22,734	18,378	22,309	499	412	—	—	240	195
国・地方公共団体等	200,786	217,956	52,105	44,951	148,498	172,822	—	—	—	—
個人	202,423	201,213	202,241	201,042	—	—	—	—	701	542
その他	33,410	31,170	—	—	15	10	—	—	—	—
業種別合計	1,095,620	1,165,879	567,384	600,274	489,035	528,681	1	—	3,811	3,450
1年以下	290,871	252,576	107,000	96,240	182,933	155,442	1	—		
1年超3年以下	190,620	280,288	99,355	109,033	91,264	171,255	—	—		
3年超5年以下	96,224	102,191	68,266	81,467	27,957	20,724	—	—		
5年超7年以下	73,944	82,695	48,136	59,029	25,807	23,666	—	—		
7年超10年以下	79,263	93,319	59,682	79,960	19,581	13,358	—	—		
10年超	299,071	307,972	184,943	174,542	114,127	133,429	—	—		
期間の定めのないもの	65,625	46,834	—	—	27,362	10,804	—	—		
残存期間別合計	1,095,620	1,165,879	567,384	600,274	489,035	528,681	1	—		

- (注) 1. オフバランス取引は、デリバティブ取引を除く。
2. 「3ヵ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。
4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額
48ページに同じ。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	元年度	2年度	元年度	2年度	元年度	2年度	元年度	2年度	元年度	2年度	元年度	2年度
製造業	60	62	62	88	12	7	47	55	62	88	35	8
農業、林業	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	—	—
漁業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	7	6	6	5	—	—	7	6	6	5	—	—
建設業	552	532	532	533	7	6	545	526	532	533	91	95
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	1	1	—	—	—	—	1	1	—	1	—
運輸業、郵便業	8	9	9	11	—	—	8	9	9	11	11	4
卸売業、小売業	291	277	277	297	32	35	259	242	277	297	57	62
金融業、保険業	3	1	1	11	—	—	3	1	1	11	—	—
不動産業	466	567	567	570	105	9	361	557	567	570	397	35
物品賃貸業	0	—	—	—	0	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1	—	24
宿泊業	42	45	45	49	5	5	37	39	45	49	10	2
飲食業	72	72	72	134	3	1	68	71	72	134	13	0
生活関連サービス業、娯楽業	344	200	200	48	273	44	71	155	200	48	8	130
教育、学習支援業	1	1	1	1	1	—	0	1	1	1	5	—
医療、福祉	161	154	154	152	—	2	161	152	154	152	—	1
その他のサービス	504	460	460	449	3	1	501	459	460	449	13	12
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	99	69	69	80	33	2	65	67	69	80	0	0
合 計	2,618	2,464	2,464	2,436	477	117	2,141	2,347	2,464	2,436	647	378

(注) 1. 当金庫グループは、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ニ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額			
	令和元年度		令和2年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	222,894	—	272,553
10%	—	83,843	—	82,890
20%	11,106	300,329	10,958	336,646
35%	—	110,091	—	105,439
50%	33,474	1,760	36,996	1,644
75%	—	117,427	—	110,345
100%	8,572	195,362	10,276	189,493
150%	—	1,255	—	1,174
200%	—	—	—	—
250%	—	9,503	—	7,461
1250%	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—
合 計	1,095,620		1,165,879	

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限りします。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	4,469	4,184	47,605	48,218	—	—
①ソブリン向け	17	20	9,070	8,101	—	—
②金融機関向け	—	—	4,013	4,012	—	—
③法人等向け	703	659	724	587	—	—
④中小企業等・個人向け	2,525	2,154	30,419	32,717	—	—
⑤抵当権付住宅ローン	67	66	3,267	2,729	—	—
⑥不動産取得等事業向け	1,149	1,277	3	3	—	—
⑦3ヵ月以上延滞等	6	6	105	65	—	—

(注) 1. 当金庫グループは適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会および漁業信用基金協会のことです。

(5) 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式	カレントエクスポージャー方式
グロス再構築コストの額の合計額	1	—
グロス再構築コストの額の合計額およびグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	—	—

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
①派生商品取引合計	1	—	1	—
(i)外国為替関連取引	1	—	1	—
(ii)金利関連取引	—	—	—	—
(iii)金関連取引	—	—	—	—
(iv)株式関連取引	—	—	—	—
(v)貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—
(vi)その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
(vii)クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
②長期決済期間取引	—	—	—	—
合 計	1	—	1	—

	令和元年度	令和2年度
担保の種類別の額	1	—
無担保扱い	1	—

(注) グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っております。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. 連結グループがオリジネーターの場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

該当ありません。

ロ. 連結グループが投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

① 保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳

a. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）

（単位：百万円）

	令和元年度		令和2年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	301	—	300	—
(i) 銀行勘定貸	300	—	300	—
(ii) 住宅ローン	0	—	—	—
(iii) 自動車ローン	—	—	—	—

b. 再証券化エクスポージャー

該当ありません。

② 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額等

a. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）

（単位：百万円）

リスク・ウェイト区分	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	令和元年度		令和2年度		令和元年度		令和2年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
0%～15%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
15%～50%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
50%～100%未満	301	—	300	—	7	—	6	—
100%～250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
250%～400%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	301	—	300	—	7	—	6	—

（注）所要自己資本の額＝エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%

b. 再証券化エクスポージャー

該当ありません。

③ 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

信用リスク削減手法の適用の有無	なし
-----------------	----

(7) 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 連結貸借対照表計上額および時価等

(単位：百万円)

区 分	令和元年度		令和2年度	
	連結貸借対照表計上額	時価	連結貸借対照表計上額	時価
上場株式等	254	254	274	274
非上場株式等	5,080	181	5,073	180
合 計	5,334	435	5,348	454

- (注) 1. 取引所、店頭市場、外国有価市場で売買される株式等は、上場株式等に計上しております。
2. その他資産勘定等に出資として計上している非上場の出資は非上場株式等を含めて計上しております。
3. 非上場株式等の時価は時価の把握できる銘柄のみ記載しております。

ロ. 出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度
売却益	—	1
売却損	1	0
償却	—	0

(注) 連結損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度
評価損益	6	25

ニ. 連結貸借対照表および連結損益計算書で認識されない評価損益額

該当ありません。

(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度
リスク・スルー方式	33,783	32,087
合計	33,783	32,087

(注) 「リスク・スルー方式」とは、ファンドの裏付資産となる資産等のエクスポージャーをあたかも直接保有しているかのようリスク・ウェイトを算出する方式のこと。

(9) 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	2,923	2,440	1,153	375
2	下方パラレルシフト	0	0	0	88
3	スティープ化	473	733		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	2,923	2,440	1,153	375
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	38,901		37,061	

- (注) 1. 金利リスクの算定方法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。
 2. 当金庫においては、連結子会社の資産・負債に係る重要性を踏まえ、単体と同様のリスク量となっております。